

財政状況に関し公的年金各制度から報告を求める事項について

社会保障審議会年金数理部会では、毎年度、公的年金各制度の財政状況について制度所管省に報告を求めているが、平成17年度の財政状況について報告を求める際には、以下の事項につき対応することとする。

1. 収支状況の収入項目について

- ・ 厚生年金及び国民年金の平成17年度決算における「年金資金運用基金納付金」「積立金より受入」の項目に対応して、収支状況の収入項目を追加する。

2. 年金種別費用率について

- ・ 年金種別費用率について、「総合費用率に対する構成割合」を追加する。

3. 財政再計算における将来見通しとの比較について

- ・ 実績と財政再計算の将来見通しとの比較は、平成16年財政再計算ベースで行うこととする。
- ・ これに伴い、財政指標の平成16年財政再計算に基づいた推計値の算出方法を適宜修正する。

参考：平成16年度の報告では、平成11年財政再計算ベースで比較。

(様式例) 平成○年度財政状況の概要

1. 収支状況

		平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	前年度との比較 (伸び率 %)
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
収 入	収入総額	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	保険料	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	国庫・公経済負担	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	追加費用	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	運用収入	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	年金資金運用基金納付金	(正味運用収入: 時価ベース ^{注1} :)	(正味運用収入: 時価ベース ^{注1} :)	(正味運用収入: 時価ベース ^{注1} :)	(正味運用収入: 時価ベース ^{注1} :)	(正味運用収入: 時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	基礎年金交付金	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	国共済連合会等拠出金収入	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	財政調整拠出金収入	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	積立金相当額納付金	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	職域等費用納付金	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
解散厚年基金等徴収金	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)	
積立金より受入	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)	
その他	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)	
支 出	支出総額	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	給付費	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	基礎年金拠出金	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	年金保険者拠出金	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	財政調整拠出金	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
	その他	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
収 支 残		(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
年度末積立金		(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	(時価ベース ^{注1} :)	() (%)
積立金運用利回り		% (時価ベース ^{注1} :)	% (時価ベース ^{注1} :)	% (時価ベース ^{注1} :)	% (時価ベース ^{注1} :)	% (時価ベース ^{注1} :)	() (%)
特 記 事 項							

注1: 時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して推計した参考値である。同様に、時価ベースの収支残は、年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して算出した参考値である。なお、時価ベースの運用利回りとして、上記の時価ベースの運用収入を基にした修正総合利回りを計上している。

注2: 財政調整拠出金収入のうち、財政調整Aは○○億円、財政調整Bは○○億円である。財政調整拠出金のうち、財政調整Aは○○億円、財政調整Bは○○億円である。(「財政調整A」は「費用負担平準化のための財政調整拠出金」、財政調整Bは「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」である。)

5. 財政再計算における将来見通しとの比較

(1) 収支状況の比較

	収 入					支 出				収支残	年度末 積立金
	保険料	基礎年金 交付金	運用収益	その他	計	給付費	基礎年金 拠出金	その他	計		
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成17年度 実 績 [時価ベース]			[]		[]					[]	[]
将来見通し (平成16年財政再計算)											
主な要因											
特記事項											

(2) 組合員数及び受給者数の比較

		組合員数	受給者数	退年相当	通退相当	障害年金	遺族年金
		千人	千人	千人	千人	千人	千人
実績	平成16年度末						
	平成17年度末						
将来見通し (平成16年財政再計算)							
主な要因							

		新規加入員数	新規裁定者数	退年相当	通退相当	障害年金	遺族年金
		千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成17年度 実績							
将来見通し (平成16年財政再計算)							
主な要因							

		脱退者数	失権者数	退年相当	通退相当	障害年金	遺族年金
		千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成17年度 実績							
将来見通し (平成16年財政再計算)							
主な要因							

特記事項	
------	--

(3) 財政指標の比較

○年金扶養比率

決算結果(実績)

	年金扶養比率	保険に係る 年金扶養比率 ^{注3}	①		②		③	④
	$\frac{①}{②}$	$\frac{①}{②} \times \frac{③}{③-④}$	年度末被 保険者・組 合員数	対前年 伸び率	年度末老齢・退職 年金受給権者数 (老齢・退年相当)	対前年伸び率	支出額 ^{注1}	追加費用
			千人	%	千人	%	億円	億円
平成13年度	() ^{注2}	() ^{注2}			() ^{注2}	() ^{注2}		
平成14年度	()	()			()	()		
平成15年度	()	()			()	()		
平成16年度	()	()			()	()		
平成17年度	()	()			()	()		

注1: 支出額とは、「給付費＋基礎年金拠出金－基礎年金交付金」のことである。

注2: 年金扶養比率、保険に係る年金扶養比率の()内は、年度末老齢・退職年金受給者数(老齢・退年相当)を用いて算出したものである。
年度末老齢・退職年金受給権者数の()内は年度末老齢・退職年金受給者数(老齢・退年相当)である。

注3: 保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

平成16年財政再計算結果

	年金扶養比率	保険に係る 年金扶養比率	①		②		③	④
	$\frac{①}{②}$	$\frac{①}{②} \times \frac{③}{③-④}$	年度末被 保険者・組 合員数	対前年 伸び率	年度末老齢・退職 年金受給者数 (老齢・退年相当)	対前年伸び率	支出額 ^{注1}	追加費用
			千人	%	千人	%	億円	億円
平成17年度								
平成18年度								
平成19年度								
平成20年度								
平成21年度								

注: 支出額とは、「給付費＋基礎年金拠出金－基礎年金交付金」のことである。

【参考】年金扶養比率を補完する指標（年金種別費用率）

	年金種別費用率			年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成14年度	< >	< >	< >	%	%	%
平成15年度	< >	< >	< >			
平成16年度	< >	< >	< >			
平成17年度	< >	< >	< >			

注：平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、〈 〉内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

○総合費用率

決算結果(実績)

	総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{①-⑥}{②} \times 100$	実質的な支出 ③+④+⑤ -⑦-⑧-⑨ 億円	標準報酬 総額 億円	給付費 (注5) 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %
平成13年度	< >		< >									
平成14年度	< >		< >	()								
平成15年度	< >		< >	()								
平成16年度	< >		< >	()								
平成17年度	< >		< >	()								

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4:平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注5:(再計算結果の給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)給付費の()内は基礎年金交付金を控除した後の額である。

平成16年財政再計算結果

	総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{①-⑥}{②} \times 100$	実質的な支出 ③+④+⑤ -⑦-⑧-⑨ 億円	標準報酬 総額 億円	給付費 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %
平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度												

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:「総報酬ベース」の数値である。

注4:(給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)再計算結果の③給付費は、基礎年金交付金を控除した後の額である。

(国共済、地共済の場合)

○厚生年金相当部分に係る総合費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	① —×100 ②	③+④+⑤ -⑥-⑦ -⑧-⑨	標準報酬 総額	職域部分 を除いた 給付費 (注1)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)	職域部分を除い た発生ベースの 追加費用(注4)	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入 (注5)	賃金 上昇率 (注6)	物価 上昇率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成13年度	< >		< >									
平成14年度	< >		< >									
平成15年度	< >		< >									
平成16年度	< >		< >									
平成17年度	< >		< >									

注1: 職域部分を除いた給付費として、新共済年金については年度末の決定年金額を用いて、旧共済年金については一定割合を掛けることによって算出した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金※」のことである。(※ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金として、給付費按分で推計した額を計上している。)

注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: ここでは、職域部分を除いた追加費用として、給付費按分で推計した額を計上している。

注5: ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金収入として、給付費按分で推計した額を計上している。

注6: 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注7: 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

平成16年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑧	⑨	⑩	⑪
	① —×100 ②	③+④+⑤ -⑥-⑧-⑨	標準報酬 総額	厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分除く) (注1)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)		基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入 (注4)	賃金 上昇率	物価 上昇率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円		億円	億円	%	%
平成17年度												
平成18年度												
平成19年度												
平成20年度												
平成21年度												

注1: 厚生年金相当部分の給付費(追加費用分除く)とは、追加費用分を除いた給付費から職域部分の給付費用を除いた額として推計した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金※」のことである。(※ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金として、給付費按分で推計した額を計上している。)

注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金収入として、給付費按分で推計した額を計上している。

注5: 「総報酬ベース」の数値である。

(私学共済の場合)

○厚生年金相当部分に係る総合費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥		⑨	⑩	⑪
	$\frac{①}{②} \times 100$	$③ + ⑤ + ⑥ - ⑨$	標準報酬 総額	厚生年金 相当給付費 (注1)	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く)	その他 拠出金 (注2)		財政調整 拠出金 収入	賃金 上昇率 (注3)	物価 上昇率
平成13年度	< >		億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成14年度	< >		< >						—		
平成15年度	< >		< >						—		
平成16年度	< >		< >						—		
平成17年度	< >		< >						—		

注1: 厚生年金相当給付費とは、厚生年金保険法附則第19条第4項第1号に規定する「年金たる給付に要する費用のうち年金たる保険給付に相当する給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した額」のことである。なお、この給付費には、国庫・公経済負担、追加費用及び基礎年金交付金は含まれていない。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」のことである。

注3: 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4: 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

平成16年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率	①	②	③	④	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{①}{②} \times 100$	$③ + ④ + ⑥ - ⑦ - ⑧ - ⑨$	標準報酬 総額	厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分除く) (注1)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金 収入	賃金 上昇率	物価 上昇率
平成17年度		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成18年度									—		
平成19年度									—		
平成20年度									—		
平成21年度									—		

注1: 厚生年金相当部分の給付費(追加費用分除く)とは、追加費用分を除いた給付費から職域部分の給付費費用を除いた額として推計した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」のことである。

注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: 「総報酬ベース」の数値である。

○独自給付費用率

決算結果(実績)

	独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	$\frac{①-⑦-⑤}{②} \times 100$	実質的な支出 ③+④+⑥ -⑧-⑨-⑩ 億円	標準報酬 総額 億円	給付費 (注5) 億円	基礎年金 拠出金 億円	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く) 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %
平成13年度	< >		< >	()									
平成14年度	< >		< >	()									
平成15年度	< >		< >	()									
平成16年度	< >		< >	()									
平成17年度	< >		< >	()									

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4:平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注5:(再計算結果の給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)給付費の()内は基礎年金交付金を控除した後の額である。

平成16年財政再計算結果

	独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	$\frac{①-⑦-⑤}{②} \times 100$	実質的な支出 ③+④+⑥ -⑧-⑨-⑩ 億円	標準報酬 総額 億円	給付費 億円	基礎年金 拠出金 億円	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く) 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %
平成17年度													
平成18年度													
平成19年度													
平成20年度													
平成21年度													

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:「総報酬ベース」の数値である。

注4:(給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)再計算結果の③給付費は、基礎年金交付金を控除した後の額である。

(国共済、地共済の場合)

○厚生年金相当部分に係る独自給付費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	① —×100 ②	③+④+⑥ -⑤-⑦ -⑧-⑨-⑩	標準報酬 総額	職域部分 を除いた 給付費 (注1)	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く)	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)	職域部分を除い た発生ベースの 追加費用(注4)	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入 (注5)	賃金 上昇率 (注6)	物価 上昇率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成13年度	< >		< >										
平成14年度	< >		< >										
平成15年度	< >		< >										
平成16年度	< >		< >										
平成17年度	< >		< >										

- 注1: 職域部分を除いた給付費として、新共済年金については年度末の決定年金額を用いて、旧共済年金については一定割合を掛けることによって算出した額を計上している。
 注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金※」のことである。(※ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金として、給付費按分で推計した額を計上している。)
 注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。
 注4: ここでは、職域部分を除いた追加費用として、給付費按分で推計した額を計上している。
 注5: ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金収入として、給付費按分で推計した額を計上している。
 注6: 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。
 注7: 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

平成16年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	……………	⑨	⑩	⑪	⑫
	① —×100 ②	③+④+⑥ -⑤-⑦ -⑨-⑩	標準報酬 総額	厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分除く) (注1)	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く)	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)		基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入 (注4)	賃金 上昇率	物価 上昇率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円		億円	億円	%	%
平成17年度													
平成18年度													
平成19年度													
平成20年度													
平成21年度													

- 注1: 厚生年金相当部分の給付費(追加費用分除く)とは、追加費用分を除いた給付費から職域部分の給付費用を除いた額として推計した額を計上している。
 注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金※」のことである。(※ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金として、給付費按分で推計した額を計上している。)
 注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。
 注4: ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金収入として、給付費按分で推計した額を計上している。
 注5: 「総報酬ベース」の数値である。

(私学共済の場合)

○厚生年金相当部分に係る独自給付費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	①	②	③	④		⑥		⑨	⑩	⑪
	$\frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$	③+⑥-⑨ 億円	標準報酬 総額 億円	厚生年金 相当給付費 (注1) 億円	基礎年金 拠出金 億円		その他 拠出金 (注2) 億円		財政調整 拠出金 収入 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %
平成13年度	< >		< >			-		
平成14年度	< >		< >						-		
平成15年度	< >		< >						-		
平成16年度	< >		< >						-		
平成17年度	< >		< >						-		

注1: 厚生年金相当給付費とは、厚生年金保険法附則第19条第4項第1号に規定する「年金たる給付に要する費用のうち年金たる保険給付に相当する給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した額」のことである。なお、この給付費には、国庫・公経済負担、追加費用及び基礎年金交付金は含まれていない。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」のことである。

注3: 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4: 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

平成16年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$	③+④+⑥ -⑤-⑦ -⑧-⑨ 億円	標準報酬 総額 億円	厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分除く) (注1) 億円	基礎年金 拠出金 億円	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く) 億円	その他 拠出金 (注2) 億円	国庫・ 公経済負担 (注3) 億円	基礎年金 交付金 億円	財政調整 拠出金 収入 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %
平成17年度										-		
平成18年度										-		
平成19年度										-		
平成20年度										-		
平成21年度										-		

注1: 厚生年金相当部分の給付費(追加費用分除く)とは、追加費用分を除いた給付費から職域部分の給付費用を除いた額として推計した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」のことである。

注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: 「総報酬ベース」の数値である。

○収支比率

決算結果(実績)

	収支比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	$\frac{①-⑤}{⑨+⑩} \times 100$	実質的な支出 ②+③+④ -⑥-⑦-⑧ 億円	給付費 (注5) 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済 負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	保険料 収入 (注4) 億円	運用収入 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %	運用 利回り %
平成13年度 [時価ベース]	[]		()								[]			[]
平成14年度 [時価ベース]	[]		()								[]			[]
平成15年度 [時価ベース]	[]		()								[]			[]
平成16年度 [時価ベース]	[]		()								[]			[]
平成17年度 [時価ベース]	[]		()								[]			[]

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4:私学共済の場合、保険料収入に都道府県補助金を含める。

注5:(再計算結果の給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)給付費の()内は基礎年金交付金を控除した後の額である。

平成16年財政再計算結果

	収支比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	$\frac{①-⑤}{⑨+⑩} \times 100$	実質的な支出 ②+③+④ -⑥-⑦-⑧ 億円	給付費 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済 負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	保険料 収入 億円	運用収入 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %	運用 利回り %
平成17年度														
平成18年度														
平成19年度														
平成20年度														
平成21年度														

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:(給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)再計算結果の②給付費は、基礎年金交付金を控除した後の額である。

○積立比率

決算結果(実績)

	積立比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	$\frac{⑨}{①-⑤}$	実質的な支出 ②+③+④ -⑥-⑦-⑧ 億円	給付費 (注4) 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	前年度末 積立金 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %	運用 利回り %
平成13年度 [時価ベース]	[]		()							[]			[]
平成14年度 [時価ベース]	[]		()							[]			[]
平成15年度 [時価ベース]	[]		()							[]			[]
平成16年度 [時価ベース]	[]		()							[]			[]
平成17年度 [時価ベース]	[]		()							[]			[]

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4:(再計算結果の給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)給付費の()内は基礎年金交付金を控除した後の額である。

平成16年財政再計算結果

	積立比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	$\frac{⑨}{①-⑤}$	実質的な支出 ②+③+④ -⑥-⑦-⑧ 億円	給付費 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	前年度末 積立金 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %	運用 利回り %
平成17年度													
平成18年度													
平成19年度													
平成20年度													
平成21年度													

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:(給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)再計算結果の②給付費は、基礎年金交付金を控除した後の額である。